

目次

序章 三

第一節 近世天皇・朝廷論の展開と課題 三

第二節 近世より維新期の陵墓をめぐる先行研究とその問題点 一一

第三節 本書の視角と課題 一五

第一部 陵墓管理制度・祭祀の形成過程

第一章 幕末維新期の陵墓・皇霊祭祀の形成 二九

はじめに 二九

第一節 近世天皇家の先祖祭祀と天皇陵の様相 三〇

第二節 徳川斉昭の修陵建議 三八

第三節 文久の修陵と皇霊祭祀の創出 四四

第四節 維新後の皇霊祭祀の整備 五九

おわりに 六三

第二章 幕末期の陵墓考証とその「政治化」——谷森善臣と正田棟隆—— 七三

はじめに 七三

第一節	嘉永と安政期の陵墓考証・探索と京都の山陵考証家	七五
第二節	文久の修陵と考証方の構成	七八
第三節	正田棟隆『山陵外史徴按』と谷森善臣の反駁	八二
第四節	「己之存意」から朝廷の治定へ	九五
おわりに	——谷森善臣の陵墓考証の同時代的位置——	一一一
第三章	幕末期における陵墓管理制度の形成	一一一
はじめに		一一一
第一節	文久の修陵の性格	一二三
第二節	長・守戸の設置	一二五
第三節	修陵・管理に対する在地社会の動向	一三二
第四節	陵墓管理者の身分問題	一四三
おわりに		一五〇
第四章	維新时期陵墓政策の特質と展開	一五九
はじめに		一五九
第一節	明治諸陵寮の組織と政策課題	一六〇
第二節	陵墓管理制度の改革	一七四
おわりに		一八一

第二部 陵墓管理・祭祀と村・地域社会

第一章 陵墓管理・祭祀と村社会——大和・飯豊天皇陵を中心に——……………一八九

はじめに……………

第一節 近世の三歳山と氏子村々……………一九一

第二節 文久の修陵と郷宮の移転……………一九七

第三節 陵墓管理・祭祀の様相……………二〇三

おわりに……………二〇七

第二章 「聖域」の形成——南都・開化天皇陵を中心に——……………二二六

はじめに……………二二六

第一節 近世の開化天皇陵と念仏寺……………二二七

第二節 文久の修陵……………二二三

第三節 陵墓管理をめぐる動向……………二二九

第四節 維新後の開化天皇陵と神仏分離……………二三四

おわりに……………二三六

第三章 陵墓管理と地域社会——山陵奉行用達と守戸組合——……………二四六

はじめに……………二四六

第一節	山陵普請入用と献金・融通	二四九
第二節	山陵奉行用達米田 <small>よぼ</small> 新五左衛門	二五四
第三節	長・守戸の身分問題と守戸組合	二五八
第四節	陵墓管理・守戸組合と村・地域社会	二六九
おわりに		二七七
第四章	朝廷権威と在地社会——山城国の陵墓を素材に——	二八三
はじめに		二八三
第一節	山城における修陵・管理の特質	二八五
第二節	崇光天皇陵の管理と吉村家	二九三
おわりに		三〇六
第五章	近世社会における天皇・朝廷権威とその解体——河内国石川郡叡福寺を中心に——	三二二
はじめに		三二二
第一節	近世叡福寺の組織と運営	三二四
第二節	天皇・朝廷権威の獲得と活用	三三〇
第三節	近世的天皇・朝廷権威の解体と叡福寺	三三七
おわりに		三四七

終章……………三五七

あとがき

索引(人名・事項)

的追いやすい巨大古墳の事例から導かれた評価であるため、再生産に直接関わりのない山城の小規模な陵墓の管理が行われる理由・背景が明らかにされておらず、国ごとの違いも考慮されていない。また、河内・和泉の場合でも、陵墓管理が担われる理由・背景には、再生産体系の維持以外の多様なものが想定でき、検討の余地を残している。民衆が排除される側面だけでなく、村役人層などが管理を積極的に担う内在的論理に即して考察する必要があるだろう。

第三節 本書の視角と課題

以上のような先行研究の整理と批判を踏まえて、本書では、幕末維新期の陵墓管理・祭祀をめぐる動向を分析することで課題の克服を目指したい。

本書の視角は次のようなものである。すなわち、近世・天保期・文久期・維新期のそれぞれの段階差に留意しつつ、文久〜慶応期の画期性を恒常的な陵墓管理と皇霊祭祀が始められたことに求め、陵墓管理・祭祀がもたらされた村・地域社会の側の動向を国ごとの違いを踏まえ、管理を担った人々の内在的論理に即して検討するというものである。なお、これまで本格的には検討されてこなかった陵墓管理を分析するのは、陵墓に政治的意味を付与し、祭祀を行おうとする政治権力（朝廷・山陵奉行）と在地社会の軋轢・葛藤が最も明確に現れると考えるからである。

以下で、本書の構成について述べておく。

第一部では、近世後期、とりわけ幕末期の政治社会状況の中で、陵墓に政治的な意味が付与され、その祭祀が政治課題となることで、畿内に散在する陵墓が大規模に修復・新造される様相と、陵墓を再び荒廃させず、祭祀の場として永續させるために設定された管理制度の形成過程を明らかにする。さらに、維新後の天皇制国家の形

成過程において新たな国家祭祀の場へと改革されていく過程を跡付ける。

まず第一章では、近世後期から維新时期における陵墓・皇霊祭祀の展開を段階的に分析する。そもそも近世の天皇家の先祖祭祀はどのように行われており、その中でいかなる文脈から陵墓が注目されるようになるのか、政治的・思想的な文脈を整理し、陵墓が持った各時期の意味の違いを明確にする。これによって、陵墓をめぐる動向を単に尊王思想の高まりと捉える見方を克服したい。また、本章は、近世後期から維新时期に陵墓がもった意味や、政策の性格を明らかにすることで、以下の章における分析の前提とする。

第二章では、文久の修陵の前提ともいえる、嘉永～安政期の陵墓探索について、京都の考証家の動向を確認し、考証家たちにとって文久の修陵がどのような意味をもったのか、考証の成果をいかに治定に反映しようとしたのか、という点に検討を加える。特に、文久の修陵を主導した谷森善臣の考証の特質を浮き彫りにするために、彼に対抗する形で考証を展開した正田棟隆との論争を分析する。かかる検討からは、陵墓治定を主導したとされる谷森の考証が、同時代的にいかなる位置にあつたのかを確認することでできると考える。

次いで、第三章では、幕末期の宇都宮藩戸田家による修陵後、各陵墓に長・守戸という管理者が設置される過程を明らかにする。その際、先行研究であまり検討されていない山城国の事例も含め、国ごとの違いに留意しつつ考察を進めていく。特にこれまで巨大古墳を事例に、再生産体系の維持のために行われたとされていた陵墓管理の理解に対して、その担い手の側の論理に即した多面的な理解を目指す。また、第一章を踏まえつつ、本章でも修陵事業や山陵奉行の性格を当該期の政治状況の中で確定した上で、朝廷や山陵奉行といった新たな政治権力が地域社会に介入することでもたらされた軋轢を、主として身分的な問題から検討する。こうした問題のあり方、展開の仕方が維新後の動向をどう規定するかという点にも論及したい。

第四章では、維新後の諸陵寮の実態、陵墓改革論を検討し、幕末期の陵墓祭祀・管理制度がどのように問題と

され、改革が構想されたのかを明らかにする。これまで諸陵寮について言及した研究はあったが、その職掌・構成などは本格的に検討されてこなかった。本章では、新史料に基づいてこれらを明らかにし、諸陵寮が構想した政策課題を解明する。さらに、諸陵寮を引き継いだ教部省による陵墓管理制度の改革論を検討し、明治七年（一八七四）八月の長・守戸廃止の背景とそれへの長・守戸側の対応にも論及する。

第二部では、第一部で全体的な展開過程を跡付けた陵墓管理・祭祀をめぐる動向が、個別の陵墓や地域においてどのように展開するのかを大和・河内・山城の各地域の特質をpushさえつつ検討する。

まず第一章では、大和国葛下郡北花内村（現・奈良県葛城市）所在の飯豊天皇陵を素材に、幕末期の村・地域社会の変動と陵墓の関わり、および陵墓管理・祭祀と在来の神社祭祀の関係を検討する。これは、第一部第三章で、全体的な動向を明らかにした村社会における陵墓の意味を個別事例で深めることを意図している。そうした検討から、村社会に波紋をもたらした修陵事業の特質や山陵奉行の限界などが明確になるだろう。

第二章では、大和国南都油坂村（現・奈良県奈良市）所在の開化天皇陵を取り上げる。ここでは、近代に「聖域」とされる陵墓が、幕末の段階でどのような論理で修復・創出されるのかという点と、陵墓周辺の人々の意識が修陵を通じてどのように変容するのかを分析する。前者については国学者谷森善臣の認識を検討するが、谷森は考証面で修陵を主導したため、修陵全体を貫く思想の検討につながるものといえる。後者は、開化陵に隣接した念仏寺の認識の変容をたどり、寺の由緒が開化陵へと変わっていく過程を跡付ける。

第三章では、河内の山陵奉行用達と守戸組合から、陵墓管理と地域社会の関わりを検討する。幕末期に畿内が政治の中心となって新たな政治権力が登場し、地域社会に介入していくことで、旧来の畿内支配の枠組みには納まりきれない動向が生じることが予想される。幕末期の政治過程が畿内・近国社会や支配構造にどのような影響を与えたのかは、いまだ十分明らかにされていない問題である。山陵奉行という、領主支配・奉行所支配の枠組

みに納まらない権力の働きかけによって、中間層・地域社会がみせる対応・選択を検討することで、政治権力・地域社会双方の当該期における特質と到達点・可能性に言及したい。

第四章では、山城国の陵墓管理の人的構成の特質と、紀伊郡堀内村（現・京都市伏見区）所在の崇光天皇陵の事例を検討する。山城では、公家・門跡家来や寺院が長に任命される事例が多いが、こうした山城特有の人的構成が生まれた背景を検討する。その際、大和・河内・和泉での、管理者選任のあり方と比較することで、双方での修陵のあり方の違いや地域的特質にも論及したい。次いで、崇光陵の事例では、在地社会と陵墓、ひいては天皇・朝廷の権威との関わりについて考察することで、近世天皇・朝廷論への問題提起を行いたい。

第五章では、聖徳太子廟や四つの天皇陵の守護を由緒とした河内国石川郡太子村（現・大阪府南河内郡太子町）の朱印寺院叡福寺を取り上げ、近世社会における天皇・朝廷権威の一つのあり方と、幕末維新期におけるその解体を解明する。ここでは、寺社と天皇・朝廷との関係を、近世社会における天皇・朝廷の権威の典型的で構造化された一つのあり方として提示する。さらに、そうした関係が幕末維新期の修陵や宮中改革でどのように変容するのかを跡付けることで、近世社会における天皇・朝廷権威とその解体を総括的に論じたい。

最後に、各章の初出論文を掲げる。いずれも史料の追加や補筆を行ったが、掲載誌の紙幅の問題から圧縮していた第一部第一章、第二部第一・四章は特に加筆した。ただし基本的な構成はほぼ元のままである。また、主として文久の修陵を対象とした論文が多いため、重複する部分の削除を行い、整理した。

第一部

第一章 幕末維新期の陵墓・皇霊祭祀の形成

第二章 新稿

〔『歴史科学』一八二五号、二〇〇五年十二月〕

う可能性もある。また、いったんできあがった『山陵外史徴按』を、文久二年（一八六二）一二月頃に朝廷に提出したもの、正田自身が正式の考証方として採用されることもなく、谷森を中心としたメンバーが修陵を進めていた。ところが、谷森の考証は正田には誤っていると思われるところもあり、不満を募らせていたのだろう。自身が後白河陵を見出したことで、自らの考証に自信を深めたのかもしれない。そうして、山陵奉行・谷森による修陵に対抗するために正田がとった策が、直接、朝廷内で山陵を管轄する「山陵大目付」の創設とそれへの任命を願ひ、谷森らの上位に立つことだった。したがって、『山陵外史徴按』の再提出などの正田の動きは、明確に谷森をターゲットにしたものだったのである。

こうした正田の動きに対して、谷森はいくつかの対策をとった。それこそが、『読山陵外史徴按』執筆による正田への反駁であった。すでに、後白河陵発掘一件で面目をつぶされ、見込み違いがあると弾劾された谷森にとって、山陵会で親しく共に考証をした者でもない正田のような人物が、朝廷内に食い込んで、自らの上に立とうとすることは許し難いことであつたに違いない。したがって、『読山陵外史徴按』における谷森の激しい批判は、学問的なレベルの問題には違いないが、それ以上に政治的なレベルの問題だったのである。『読山陵外史徴按』土御門天皇陵の条で谷森は、

コノ文ハ廟陵考補遺ヲ取テソレニノ文ノ剽竊シテ、棟隆按スルニノ六字ト、御玉骨ヲ納メシ所ナリノ十字トヲ増加シタル廟廷ニ献上シテ斗也、カバカリ他人ノ文ヲ盗ミ、説ヲ盗ミテ、其ヲ功ニ云立テ、山陵大目付ニナラント謀レル、甚ヲカシ

他人ノ金銀資財ヲヌスマバ是盗ナリ、他人ノ文ヲヌスミ、説ヲヌスムハ盗ニアラサル歟54

と述べ、正田が『徴按』を朝廷に献上し、その功績をもって「山陵大目付」になろうと目論んでおり、そうした所為は「盗」に他ならないという。谷森は、正田の著作がいかにか劣っているか、自身や山陵会のメンバーの成果の剽窃であるかを、執拗に論じた上で、「山陵大目付」任命願ひに対抗しようとしたのである。正田の「山陵大

四月廿三日

二白

正田氏著外ニ考有之哉ニ承り候間、致除名候、已上⁽⁶¹⁾

この書状からは、柏原陵（桓武陵）について谷森を中心に議論が続けられ、谷森の著した「別冊」を回覧して鈴鹿・平塚・砂川に意見を求め、その上で朝廷に言上・決定する手筈になったことが分かる。この「別冊」とは谷森の慶応元年四月付の『柏原山陵考』⁽⁶²⁾を指すとみてよい。ここで注目されるのは、追伸にあるように「外ニ考有之」正田棟隆が回覧から「除名」されていることである。さらに、桓武陵をめぐる議論をすぐに「集会」で行うのではなく、谷森の見解への意見を回覧で集めた上で「集会」することとしていることを合わせ考えれば、異論を唱える正田を除外して、谷森の見解を前提に治定しようとしていることが明白であろう。無論、戸田の背後には谷森の強い意向が存在すると考えられる。最終的に桓武陵は、谷口町ではなく、谷森の意見通り、紀伊郡堀内村字三人屋敷に治定が変更された⁽⁶³⁾。

おわりに——谷森善臣の陵墓考証の同時代的な位置——

以上、本章では、嘉永期から維新期に至る陵墓考証をめぐる動きについて、谷森善臣と正田棟隆に注目しつつ検討した。谷森善臣は、京都で公家に学問を教える学者として生計を立てるかたわら、陵墓に関わる多くの著作を著した。特に、嘉永・安政期には、山陵会に集った陵墓考証家のネットワークを活かし、古記録・古文書の考証と現地踏査を進め、陵墓所在地の考証を進めていった。文久期に宇都宮藩戸田家による大規模な修陵が始められると、谷森の関係者は考証方としてこれを支えた。しかし、修陵が進められる中で、これに反発する者が現れる。水戸藩の考証家正田棟隆は『山陵外史徴按』を執筆し、独自の考証成果をもって朝廷の「山陵大目付」に任

米田を通じて大和の情報を入手し、河内に伝えることで、長・守戸の利益の実現を図る動きをみせた。

このような山陵奉行用達は、直接の支配関係を持たない山陵奉行のような存在が介入した場合でも、いち早く在地社会との媒介となる存在が形成された事例と位置付けられる。これは、領主・奉行所と村々の間を用聞（用達）が不可欠の存在として媒介し、支配・行政が行われてきた蓄積を持つ大坂町奉行支配国河内の特質が背景にあるといえる。⁽³⁶⁾特に、流通・通信のルートを持つという米田・松倉の個性が、山陵奉行側にとっても有用だったのであり、用達とは彼ら自身の利益と山陵奉行側の必要が合致したものであるといえる。しかし、そうした特性のゆえに、普請が一段落し、管理制度が整備される段階では、山陵奉行側にとっての必要性が低下することになったのである。

(2) 守戸組合の実態・機能

では、こうして結成された守戸組合の実態・機能を確認していこう。次に掲げるのは、慶応三年一二月の組合結成時に大和国の長・守戸に達せられた「組合年番之定目覚」である。便宜上、番号を付した。

- ① 一組合相究^(極)り候上ハ、以後御用向万端都テ惣代ニテ取扱可申事
- ② 一順番ニ一ヶ年宛長役・守戸共年番相立、其年之当番年頭之節上京、姓名届出可申事
- ③ 一願届等都テ組合ヨリ年番ハ差出、年番奥書ヲ以京都御役所へ進達可申候事
但本人不罷出候半テハ差支候節ハ、年番ヨリ添書相渡可申事
- ④ 一奉行所ヨリ以後達向・触書、其外呼出等之節ハ、組々年番へ相達候ニ付夫々へ通達可致事
- ⑤ 一京都御役所へ願届伺等、都テ不差急儀ハ、其時々上京ニ不及候間、組々年番ニテ取次、南都ヨリ飛脚便ニテ差出シ不苦候事

表8 河内国守戸組合年番表

	陵墓名	年	年番居村	年番名	
西組	仲哀 応神 允恭 雄略 清寧 仁賢	辰	古市郡岡村	岡田伊左衛門	高田藤兵衛
		巳	古市郡誉田村	東一院	村井駒之助
		午	志紀郡柏原村	柏本源兵衛	瀬川甚助
		未	丹北郡島泉村	吉村丹下	吉本利兵衛
		申	古市郡西浦村	乾長右衛門	松原勘兵衛
	西	古市郡古市村	端山太右衛門	林伊七郎(野中村)	
東組	用明 孝德 推古 後村上 敏達 安閑	辰	石川郡春日村	吉村久兵衛	松井市太郎
		巳	石川郡山田村	矢野伝右衛門	梅川伊右衛門
		午	石川郡山田村	田中伊右衛門	矢野重兵衛
		未	錦部郡寺元村	永田林兵衛	西田栄次郎
		申	石川郡太子村	山本庄右衛門	沢田文右衛門
		西	古市郡碓井村	松倉庄兵衛	小西与次兵衛(古市村)

出典：西組は『羽曳野市史』第五巻史料編三、688頁、東組は『河内国東組年番古村久兵衛御用留』（宮内庁書陵部陵墓課所蔵太子町春日吉村久平家文書写本）。

※ ただし、上記人名は慶応3年結成時のもので、その後交代もみられる。

西組、用明・孝德・推古・後村上・敏達・安閑の六陵が東組とされた。³⁸⁾各組の年番は表8の通りである。これを見ると、館林藩大庄屋の吉村家や、岡村の豪農岡田家、その親類の野中村林家、西浦村庄屋乾家など、研究史上でも著名な豪農層によって構成されていたことが分かる。³⁹⁾

但シ、御場所二相拘り候儀ハ、一応年番へ申談之上、時宜ニ寄候ハ、其長役上京訴出可申事

⑥一組合中不取締無之様、年番ニテ精々心添可申、若又心得違之族有之、不相用候節ハ其旨訴出可申事

⑦一服忌又ハ触穢之モノハ、御場所へ不可立入事

右之条々相互ニ申談、心得違無之様可致候事⁴⁷⁾

これによると、一年ずつ一陵の長・守戸が務める年番が御用向を取り扱うこととされ①②、京都の山陵奉行所への願届は飛脚でもよいが、年番の奥書が必要とされた③⑤。また、山陵奉行所よりの達・触・呼出も年番を通じて行われることになった④。なお、⑦は服忌や触穢の者が陵墓の兆域内に立ち入ることを禁じたものだが、おそらくは前年の守戸任命後に実際の立ち入りなどの問題があったため規定されたものと考えられ、「陵墓ニ清浄・聖」観が公式に在地社会に持ち込まれた端緒として注目される。

河内国では、仲哀・応神・允恭・雄略・清寧・仁賢の六陵が

次に、組合の重要な機能である触・達の伝達を検討しよう。表9・11は河内国東西組のそれぞれに廻された触・達をまとめたものである。触・達は、山陵奉行を引き継いだ山陵方役所や諸陵寮・府県出納課から各組合年番を通して各長・守戸に廻されている。その内容は、例えば、明治元年（一八六八）一二月の、

長・守戸御用之節相用候提灯、別番雛形之通り今般伺済候ニ付、御用之節相用不苦候、尤私用ニハ猥ニ相用申間敷候、銘々ニテ勝手次第出来候様存候、此段相免候之、組合中へ早々順達可被有之候、以上

戸田大和守内

辰十二月十四日

永田市郎左衛門

長・守戸中⁽⁴⁰⁾江

と、御用時に使用が許された菊紋付提灯に関する達（表9①）や、守戸の精勤を督励した達（表9②・表11④）、営繕関係役人がやってきた際の先触（表9⑤）、俵金の下賜のための呼び出し（表9⑬⑭・表11⑩⑪）などがみられる⁽⁴¹⁾。

一方、触・達に対応して、組合内では相談が行われ、意思統一が図られた。右の菊紋付提灯の達を伝達する廻状で、東組年番の用明陵長吉村久兵衛・守戸松井吉太郎は、

右之通御達有之候間、年番方上京仕候間、左様御承引可被下候、頂戴婦村次第分配可仕候、尤提灯之御紋御雛形奉御覧入候、乍併上京之節、大坂ニ而も提灯屋聞合、何程相掛候哉、一応聞合之上直段奉申上候間、思召相叶候ハ、一手ニ相詔へ候ハ、如何御座候、此段御相談奉申上候、否思召之程承り度候、先ハ御達旁奉申上候、以上⁽⁴²⁾

と、年番が提灯のために上京する際に、併せて大坂ではどの程度の値段かを確認した上で、問題なければ一手に詔えてはどうかと提案し、松倉庄兵衛・山本庄右衛門らの長たちからそれぞれ「外様同様宜御頼申上候」と意見

終章

以上、本書においては、二部九章にわたって、幕末維新期の陵墓管理・祭祀について検討してきた。最後に、本書で明らかにした点を整理しておきたい。

(1) 陵墓・皇霊祭祀の展開

陵墓・皇霊の祭祀が形成される過程を、天保期・文久・慶応期・維新期の各段階に即して検討すると、陵墓が注目される文脈はそれぞれ異なるものだった。近世天皇家の先祖祭祀は、主として近世の天皇・女院を対象に泉涌寺などの菩提寺で行われていた。また、神武天皇よりも天智天皇・桓武天皇が重視されていた。これに対して、水戸藩主徳川斉昭は天保期に、神武天皇陵の修復や、泉涌寺の廃寺を主張した。これは、後期水戸学の民衆レベルを含めた統合を目指す「祭政教一致」論の構想に基づくもので、ここから本格的に神武天皇が注目されるようになった。

しかし、文久・慶応期の修陵は、宇都宮藩の公武合体策として始められたもので、体系的構想を欠いており、陵墓祭祀も天保期の斉昭の構想とは異なり、領主層の結集を目的とした状況対応的なもので、民衆レベルは直接統合の対象とされたわけではなかった。ところが、維新後の神祇官・宣教使における国家祭祀の整備や宗教政策では、祭政一致の理念と国民教化が結びつき、後期水戸学の議論に類似した「祭政教一致」論を軸に神祇・皇霊祭祀が創出・再編された。この中で、当初は神武式と仏式の二元的な先祖祭祀も神道式に統一されていた。こ

うした祭祀における画期は明治四年（一八七二）の皇霊の宮中遷座で、天皇が宮中で皇霊を親祭することが可能となり、近代天皇制に相応した祭祀が始められた。

（2）陵墓考証とその「政治化」

文久の修陵を考証面から支えたのは、谷森善臣を中心とする京都の考証家たちであった。彼らの考証・探索の基礎には、嘉永より安政期の探索の成果があった。こうした谷森主導の修陵に異を唱えたのが、水戸藩士の考証家正田棟隆である。正田は『山陵外史徴按』を執筆し、独自の考証成果をもって朝廷の「山陵大目付」に任命されたいと願ひ出るが、谷森は『読山陵外史徴按』を執筆して激しい論駁を加えた。さらに、正田が関与する私的な陵墓発掘を阻止する措置を講じ、再興された諸陵寮の官人となって自身の立場をより強固なものとする事で、正田の目論見を砕いた。

山陵奉行側は正田の考証を「一己之存意」と非難したが、それはむしろ山陵奉行や谷森の考証・治定も「一己之存意」に過ぎないことを表明しているものである。谷森は、諸陵寮の官人となることで、自らの「一己之存意」を、批判の許されない朝廷の治定に高めようとしたのである。かかる動きは、学問レベルというよりも、考証の成果をどのように修陵に反映させるかというヘゲモニー争いに他ならず、背景には山陵奉行・谷森と水戸藩との軋轢も想定される。

こうして異論をねじ伏せた谷森は、維新後も陵墓行政を主導していく。一方、正田は修陵からは排除されたかたちで無官のまま維新を迎え、一時は教部省で諸皇族墓の探索に携わり、自らの考証・探索法を貫きながらも、はかばかしい成果をあげ得ないまま表舞台を去ることになった。以上のように、考証家達は単に考証成果を提供する存在ではなく、自らの栄達とも関わって、権力との関係を求め、激しい争いをみせた。また、修陵を主導したとされ、幕末より近代の陵墓治定を強く規定した谷森善臣の考証には、同時代的に考証レベル・在地社会レベル

で異論が存在したことは注意しておく必要がある。

(3) 陵墓管理制度の形成

文久の修陵は、文久二年（一八六二）に宇都宮藩の公武合体運動として開始されたが、実際に修陵が始まると、朝廷や京都守護職・京都所司代との関係を深め、山陵奉行は「朝臣」的性格を強めた。特に、陵墓修復・管理に関わる様々な裁可や、江戸との折衝では京都所司代（桑名藩主松平定敬）の後押しが大きく、修陵は朝廷・一会桑グループとの連携によって実現していたといえる。

修陵後、朝廷・山陵奉行は、永続的に陵墓を存立させるため、慶応二年（一八六六）一二月に日常的な掃除・管理と祭祀を担う長・守戸という管理者を設置した。これに先だって、陵墓周辺地域の村役人層・豪農商層は積極的に守戸任命や広域普請請負を求め、陵墓と結びつく動きをみせた。こうして山陵奉行が畿内で修陵事業を進めたのに対して、幕府勘定所は、朝廷・山陵奉行による長・守戸への苗字帯刀許可を問題視し、その撤回を求めた。しかし、朝廷・山陵奉行はこれを押し切って長・守戸への苗字帯刀を許可した。これにより、地域社会には支配領主以外の権力による特権付与的構造がもたらされることになり、領主ごとに長・守戸の取り扱いが区々であるという問題が起こった。山陵奉行と長・守戸の双方はその克服を目指し、慶応三年には組合を結成して身分の取り扱いを一定にし、常苗字帯刀も許されることになった。

幕末期の修陵・管理は、祭祀を創出した朝廷・山陵奉行の意図とはズレをはらみながらも、周辺町・村の人々、とりわけ役人層に、陵墓を単なる塚ではなく、政治的な意味が付与された場として認識させるといふ大きな意味を持った。ただし、こうした幕末期の動向が単線的に近代の陵墓や天皇制に結びつくわけではない。幕末期の陵墓管理制度は、当該期の身分制・在地社会のあり様に強く規定されており、維新後の陵墓政策においては神仏分離とともに村・地域社会の規定性の払拭が大きな課題となる。

(4) 明治諸陵寮の実態と政策課題

幕末期に形成された管理制度は、いまだ陵墓と寺院の結びつきや村・地域社会の規定性が強く、そうした旧来の関係を含み込むことでようやく管理が実現できているに過ぎなかった。維新後には、神仏分離の潮流の中で、陵墓と寺院のつながりや伝統的な陵墓の穢観を払拭することが喫緊の課題となった。そうした役割を担ったのが神祇官内に設けられた諸陵寮である。幕末の修陵関係者が結集した諸陵寮では、神仏分離案や管理制度の改革、諸皇族墓の探索・祭祀などが具体的に検討されていた。しかし、実際には神仏分離は容易には進まず、また神祇官全体としては神祇祭祀とともに皇霊祭祀の整備が優先された。そのため諸陵寮は、政策課題を網羅的に提起しつつも、神仏分離を実現できないまま明治四年（一八七二）八月に廃止される。陵墓政策を引き継いだ神祇省―教部省では、最終的な神仏分離と、管理制度への在地社会の規定性の払拭を目指した改革案が提起され、明治七年（一八七四）八月三日、一挙にこれを実現した。これに対して、泉涌寺などは由緒を主張して管理継続を願うが、却下され、関係は切断された。他の長・守戸の場合、陵墓との結びつきのもつ意味が在地社会ですでに失われていたため、管理制度の改革はスムーズに行われ、府県官吏である陵墓掌丁による管理体制が構築されていた。寺院や在地社会との結びつきをいったん断ち切ったところに、天皇制を支える近代の陵墓の出発点があるといえる。

(5) 陵墓管理の地域的特質

幕末期の陵墓管理のあり方は国ごとで大きく異なっていた。長・守戸の人的構成は、大和・河内・和泉では豪農商層・村役人層が務め、守戸任命や普請請負が多数願われるなど、積極的な動向がみられた。山城では公家・門跡の家来と寺院が取締・長を務め、守戸は町・村役人が務めるといふ二元的な構成であった。

長・守戸選任の経緯については、大和・河内・和泉の場合、巨大古墳の大規模な普請のために山陵奉行所役人

が出張し、駐留しつつ、周辺諸陵の見分―普請指示―見廻りを繰り返す過程で現地事情を把握し、守戸任命願いをふまえて長・守戸が選定されていった。一方、山城の場合、陵墓の規模が小さく、普請も容易であったため、京都の山陵奉行所から役人がそのつど出張して普請を指示した。大和・河内ほど現地に滞在する必要がなく、現地で交流をもつて事情を把握することができなかったため、庄屋などに推薦させることで守戸が選任されていた。また、山城では、旧来から陵墓と関係のあった諸寺院や、天智陵との中世来の結びつきを由緒として主張する山科郷御陵村以外に、守戸任命や普請請負を求める動きはみられなかった。これは、そもそも請負を希望するほどの大規模普請がなかったことや、普段から朝廷と近接し、公家・門跡などへの館入関係を獲得しやすかったため、修陵の機会をとらえて利益誘導を図ろうとする河内や大和の長・守戸のような志向が希薄であったためと考えられる。

(6) 幕末期の畿内支配構造と民衆

幕末期に、一会桑グループのような新たな政治勢力の登場を伴いつつ京坂が政治の中心となると、それまでの畿内の支配構造の枠組みには納まらない動向がみられた。先述のように、山陵奉行は朝廷・京都所司代と結びつくことで山陵普請・管理を進め、この過程で朝廷や所司代が在地社会に関与していく事態が出現した。本書では権力内部の動向の検討は十分ではないが、畿内で朝廷・京都所司代がより重要な位置を占める支配構造が形成されつつあったことが看取された。京坂の中央政局の変化に伴う支配構造の変化が直接在地社会に影響を及ぼす事例はさほど多くはないが、山陵の問題はこうした動向が突出したかたちで現れたものと位置付けられよう。幕末維新期の畿内・近国社会を考える場合、幕府の倒壊によって潰えたとはいえ、こうした支配機構の変容の方向性・可能性をも考慮しておく必要があるだろう。

こうした直接の支配関係を持たない山陵奉行・朝廷が在地社会に新たに介入し始めると、豪農商層・村役人層

の中には、多額の献金・融通を行ったり、守戸任命や普請請負を願うなど、積極的に接近しようとする者が現れた。これは、変動する政治社会状況の中で、政治権力との間で多様な関係・選択肢を確保しようとする動向の一環と位置付けられる。直接の支配関係がない権力だったために、村を介さず直接個人が権力と結びつく動きが前面に現れた。山陵奉行用達は、それまで大坂周辺地域の用聞（用達）を介した支配が行われてきた蓄積を背景に、山陵普請や初期の管理の実現に大きな役割を果たし、右記の積極的な動向を象徴する存在であったといえる。彼らの役割は河内・大和に流通・通信のルートを持つという個性によるところが大きく、修陵が終わると用達の必要性も低くなった。その後、用達が果たした役割を含めて、守戸たちは組合を結成し、集団化することで陵墓管理を担っていった。

（7）陵墓Ⅱ「聖」観と陵墓祭祀

文久の修陵を考証面から主導した谷森善臣は、元米陵墓は清浄で「聖」性を帯びたものであるという認識を有していた。こうした陵墓の「聖」性が強まれば強まるほど、一方ではそこから排除されるべき「穢」も見出され、開化天皇陵の事例のように、墳丘上の墓地や居宅・田畑は取り除かれることになった。谷森はこうした陵墓観に基づいて、慶応四年（一八六八）閏四月七日の山陵御穢の審議で、天皇と同じく陵墓は「聖」なるものであるとして伝統的な穢観による陵墓観を否定する意見を述べ、近代の陵墓観の出発点をつくった。

また、陵墓がこうした新たな国家祭祀の場に変わることで、それまでの村落祭祀が排除され、地域の神々・信仰に優越するものとなった。さらにいえば、幕末の修陵・管理・祭祀とは、こうした在来の神々・信仰に優越した価値を与えられた陵墓・皇霊を一举に創出するものであった。近世社会においても天皇にまつわる由緒は存在したが、他の由緒・権威（東照宮、諸領主、縁起など）に優越した絶対的なものではなく、あくまでも相対的な価値を持つ由緒の一つに過ぎなかった。幕末期の陵墓は、そうした中から天皇にまつわる由緒が浮上する様相の一

端を示している。しかし、当然ながら民衆には、天皇陵Ⅱ聖という意識は十分浸透していなかった。幕末期にその端緒があったとはいえず、こうした意識が深く浸透するのはようやく明治末―大正期になってからであると考えられる。

(8) 朝廷権威と畿内社会

伏見の崇光天皇陵をめぐる吉村勘兵衛の動きは、大和・河内・和泉でみられた積極的な動向とは対照的な、陵墓との関わりに消極的なものであった。これは、繁多な庄屋の役務への差障りが懸念されたことに加え、陵墓を通じた朝廷とのつながりが重視されていなかったことを示し、権威として選択されなかったということができらるだろう。山城において、諸寺院や山科郷御陵村などの、陵墓との強い由緒を有する者以外に、陵墓管理者への任命を願う動きがみられない背景には、これと同様の傾向が存在したと考えられる。ここからは、村役人との兼務という負担を負ってまでも、長・守戸への任命を願う大和・河内・和泉の状況の特異さも浮き彫りになるだろう。また、京都周辺に限らず、大和・河内・和泉の場合でも、陵墓近隣にしながら、陵墓への関わりを求めなかった人物もおそらく存在したはずである。こうした存在は、結びつきを求めた事例を中心に評価を行うことで見落とされてしまうものである。これを踏まえるならば、近世後期の天皇・朝廷の自立化、「権威の浮上」といったものが、社会全体の中でどれほどの位置を占めるのかを議論する際には、史料上に現れる事例のみから性急に議論することには慎重にならなければならないだろう。大和・河内・和泉でも、幕末期の積極的な動向とは対照的に、管理制度の基盤であった身分制が解体し、東京奠都で天皇・朝廷が京都を離れると、長・守戸にとってのメリットが失われ、管理制度の改革はスムーズに進められた。これも、幕末期の朝廷・山陵奉行との積極的な結びつきが、利益への一時的な期待によって選択されたに過ぎないことを示していよう。

こうした事態は幕末期の陵墓という特異な事例ではあるが、近世においても利害関係に着目することで、天

皇・朝廷の権威が選択され、活用されていたことが分かる。聖徳太子廟や四天皇陵の守護を由緒とした叡福寺は、自ら願ひ出て勅願所化し、天皇・院の撫物の祈禱を許されることで天皇・朝廷との関係を戦略的に強化した。また、独自に天皇の年忌法要などを天皇・院の奥向に願ひ出て、下賜物などを得て関係の強化を図るが、その際自己の都合に合わせて天皇・朝廷との関係を活用している点が注目される。また、こうした天皇・朝廷との関係は、縁起などのかたちで広く社会に宣伝・普及されていた。かかる寺社と天皇・朝廷との構造化された関係は、近世社会における天皇・朝廷権威の典型的なあり方の一つであったといえる。

ところが、幕末期に国家祭祀の場として陵墓に強い政治性が付与されると、叡福寺と四陵墓との関係は断ち切られていった。なおも天皇陵守護の由緒に基づく朝廷との関係は継続するが、維新後には宮中改革によって近世来の奥が解体し、天皇・公家が東京へ移転してしまうことで、下賜物や撫物の祈禱を介した関係は解体する。このような過程を経て、近世社会に固有の天皇・朝廷の権威が解体し、その上に近代天皇制が構築されていくのである。

以上が、本書で解明した諸点である。最後に、序章での課題設定に即して若干のコメントをしておく。

本書では、天皇・朝廷と社会との関わりを分析する対象として、幕末維新期の陵墓を取り上げた。その分析からは、陵墓と積極的に結びつこうとする、それまでにはない村役人層や豪農商層の動きが広範にみられたことが明らかにされた。これは、幕末期の政治変動の中で天皇・朝廷の占める位置が大きくなり、権威が高まっている状況を反映するものといえよう。その限りにおいて、権威が上昇したと捉えることも可能である。ところが、その後の展開を含めて見直すと、長・守戸たちは極めてあっさり与管理から離れていった。これは、維新後、直接的な天皇・朝廷との関係・権威の意味が失われたことを示している。とすれば、幕末期の動向も当該期の状況の

中で一時的に権威として選択されたものとみることができよう。最幕末期の畿内社会においても、天皇・朝廷の権威は絶対的なものではなかったのである。これは、近世の天皇が社会に影響を与え得た地域が、おおむね京都を中心とする畿内に限られるとされることを考慮すれば、善段から実際の公家社会が間近かに存在するからこそ、ある意味で割り切った利害の観点から関係が取り結ばれていたと理解することもできるだろう。

こうした幕末期の事例から考えるならば、近世の天皇・朝廷、あるいはその他の諸権威も、権威を欲する側から選択されていると捉えなければならぬだろう。たしかに、政治レベルや知識人レベルで、天皇・朝廷権威が上昇し、維持されていく面もあるだろう。大状況としてみた場合、寛政期あたりを画期に天皇・朝廷が政治過程や思想上において一定の位置を占めるようになることは確かである。しかし、社会レベルにおいては、権威の需要者のその時々状況に規定され、いったん選択された権威の意味が失われることもしばしばあったと考えられる。本書では、政治・知識人レベルの問題や、それと社会レベルの関わりでの考察は十分ではないが、大枠での「天皇権威の浮上」といった理解にとどまらず、個々の事例での多様な可能性を想定しておかなければならない。さもなければ、理解を顛倒させることで、社会の側の需要の高まりによって天皇権威が浮上した、という理解が導きだされる危険がないわけではない。これでは天皇制の下支え論となってしまう、実態とは全く異なる歴史像が描き出されてしまうことになる。

ところで、再び幕末維新期の村役人層や豪農商層の動きを考えてみるならば、在地社会で陵墓が朝廷・山陵奉行的意図とはずれた次元で受容されたことは、イデオロギーや制度を根付かせることがいかに困難なことであるかを示している。また、陵墓管理などに積極的に関与することや、逆にメリットが失われるとあっさり陵墓管理を離れることは、ともに自らの利害に即した動きであったといえる。そうした意味では、序章で述べたように、近代転換期に天皇崇拜や国体論に容易に結びついた村落支配者層や中間的支配者層という、安丸良夫氏の描きだ

した像とは全く異なるものである。無論、それは取り上げた事例の時期の違いや、畿内という地域性による面もあり、なお他地域や異なる時期の事例とのすり合わせが必要であろう。

しかし、見方を変えるならば、こうした村役人層や豪農商層の動きは、彼らが容易に天皇制秩序やイデオロギに絡め取られることを教えている。つまり、自らの利益が引き出せる限りは、天皇制の秩序が受容されていくということである。実際、明治後半から大正期には、天皇制秩序・イデオロギもそのかたちを整え、社会に深く根を下ろしていくが、そこで天皇制の受容の受け皿となるのは彼らに他ならない。長期的スパンでみるならば、安丸氏が示した、社会や民衆自らが支配の枠組みを受容し、秩序を作り出していくという理解は妥当であろう。ただし、安丸氏が思想的・精神的に描き出した像は、絶えざる個別実証の積み重ねによって、地域・段階ごとの再検証と修正が必要であろう。そこに、歴史学固有の役割と可能性があるものと考ええる。

(1) 大口勇次郎「国家意識と天皇」(『岩波講座日本通史』第一五卷近世五、岩波書店、一九九五年)。

(2) 安丸良夫『近代天皇像の形成』(岩波書店、一九九二年)。